

○ 整備事業

(令和4年3月22日更新)

- (整備－1) 施設の単純更新は不可ということによいか。
- (整備－2) 農業者が取組主体となり得ることから、整備事業により施設整備を行う場合の営農継続性の担保は必須とすべきではないか。
- (整備－3) 整備事業を行う場合、都道府県等の附帯事務費は助成対象となるのか。
- (整備－4) 農業法人等が、過去にJAが整備したカントリーエレベーター等の受益地内で、産地生産基盤パワーアップ事業を活用して新たにライスセンターを整備することは可能か。(修正)
- (整備－5) 米について、乾燥調製施設等の施設や地域(中山間地域等)によって、交付率はどのように違うのか。(追加)
- (整備－6) 整備事業の既存施設の改修はどのような場合に助成対象となるのか。
- (整備－7) 飼料用米用の施設を整備することは可能か。(追加)
- (整備－8) 複数の施設を、1つの取組主体計画で整備することは可能か。(追加)
- (整備－9) 配分基準について、「共通メニュー」を選択する際の留意点は。(追加)
- (整備－10) 農産物輸出に向けた体制整備の取組において、優先枠加算ポイントを加算することのできる取組主体事業計画の考え方いかん。(追加)
- (整備－11) ポイント加算の対象となる重点品目の対象にはどのような品目が該当するのか。(修正)
- (整備－12) どのような場合にポイントを加算できるのか。(追加)
- (整備－13) 重点品目加算ポイントにおける輸出の取組において、「目標年度までに輸出に取り組む計画を策定している」とは、いつまでにどのようなものを策定していれば対象となるのか。(追加)
- (整備－14) 重点品目又は準重点品目以外の品目に取り組む場合、取組主体において重点品目又は準重点品目の輸出実績があれば、ポイント加算してもよいか。(追加)

(整備－１) 施設の単純更新は不可ということでよいか。

(答)

- 1 施設の単純更新は不可である。
- 2 ただし、既存施設の再編合理化に取り組む場合は、強い農業づくり総合支援交付金（産地基幹施設等支援タイプ）と同様の運用とする。

(整備－２) 農業者が取組主体となり得ることから、整備事業により施設整備を行う場合の営農継続性の担保は必須とすべきではないか。

(答)

個人の農業者が施設整備を行う場合は、

- ① 青色申告等により、農業経営に係る経理が家計と分離されていること
- ② 後継者が確保されている等、事業の継続性が担保されていることを要件としている。

(整備－３) 整備事業を行う場合、都道府県等の附帯事務費は助成対象となるのか。

(答)

整備事業を行う場合における都道府県等の附帯事務費の取扱いについては、強い農業づくり総合支援交付金と同様の運用とし、交付対象となる附帯事務費の額は、対象となる整備事業に要する総事業費に１％を乗じて得た額の１／２以内（「強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱」別記１別表５及び別表６参照。）となる。

(整備－４) 農業法人等が、過去にＪＡが整備したカントリーエレベーター等の受益地内で、産地生産基盤パワーアップ事業を活用して新たにライスセンターを整備することは可能か。（修正）

(答)

- 1 農業法人等が、ＪＡによるカントリーエレベーター等の利用に関する意向調査等において、カントリーエレベーター等を利用しないこととしていた場合は、新たにライスセンターを整備することは可能である。
- 2 他方、農業法人等が、ＪＡによる意向調査等において、カントリーエレベーター等を利用することとしていた場合は、受益が重複するため、原則として、新たにライスセンターを整備することはできないこととなる。
- 3 しかしながら、ＪＡが整備したカントリーエレベーター等が長期間（１０年間）を経過し、都道府県として地域農業の活性化を図る上で必要な整備であると説明できる場合は、新たにライスセンターを整備することも可能とする。

4 ただし、いずれの場合においても、農業法人等とJAは、農業法人等がカントリーエレベーター等を有効利用することについて予め相談することとし、JAは農業法人等がカントリーエレベーター等を利用しやすくなるような条件（大口割引、サイロ貸出等）を検討することとする。

なお、農業法人等が新設するライスセンターの受益地が複数の既存ライスセンター等にまたがる場合、当該農業法人等は該当する全てのカントリーエレベーター等と同様の考え方で整理することとする。

5 また、JAは、カントリーエレベーター等の受益地内において、農業法人等が新たにライスセンターを整備することとなった場合においては、新たな利用者を募る等により稼働率が下がらないように努めるものとする。

(参考) 過去に整備したJAのカントリーエレベーター等の受益地内において、農業法人等が新たにライスセンターを整備する場合の考え方

	カントリーエレベーター等の整備後	
	10年未満	10年以上経過
農業法人等が、JAの意向調査等でカントリーエレベーター等を利用することとしていた場合	整備できない	整備できる（地域農業の活性化を図る上で必要な整備であると説明できる必要）
農業法人等が、JAの意向調査等でカントリーエレベーター等を利用することとしていなかった場合	整備できる	整備できる

(整備－５) 米について、乾燥調製施設等の施設や地域（中山間地域等）によって、交付率はどのように違うのか。（追加）

(答)

1 米の施設を整備する際の地域（中山間地域等）による交付率の違いは下表のとおり。

施設	整備内容	地域	
		平場	中山間地域等※
育苗施設		4/10	1/2
乾燥調製施設 (ライスセンター)	・建物 ・集排じん設備 ・処理加工施設 ・副産物処理加工施設 ・これらの附帯施設の整備、基礎工事	交付率1/3	交付率1/2
	上記以外	交付率1/2	
集出荷貯蔵施設	・建物 ・集排じん設備 ・これらの附帯施設の整備、基礎工事	交付率1/3	交付率1/2
	上記以外	交付率1/2	
その他施設 (乾燥調製貯蔵施設(カントリーエレベーター)、加工施設等)		交付率1/2	

※中山間地域等（別紙11のイに定める地域をいう。）が受益地区の過半を占める場合。

(整備－６) 整備事業の既存施設の改修はどのような場合に助成対象となるのか。

(答)

1 令和元年度補正予算から、既存施設を新用途へ仕向けるために内部設備の導入と一体的に行う既存施設の改修等（耐震化工事、内部設備の撤去、中古施設の取得を含む。）について助成対象としたところ。

2 その際、新用途へ仕向けるための内部設備の導入等と一体的に行うことに加え、

- ① 新設より中古施設の改修等の方が経済的に優位であること
- ② 施設の法定耐用年数（注）が10年以上であること等
- ③ 補助事業により取得した財産の改修等の場合は必要な財産処分手続を行うことが必要となる。

（注）残年数でなく、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定める施設等ごとの耐用年数により判断する。

3 なお、事業の実施に当たり既存施設を活用する場合には、導入する設備が適切に効果を発揮しうよう、専門家の診断等を受けて必要に応じ耐震化工事等を行い、当該内部設備の法定耐用年数以上の期間、支障なく施設を使い続けられることを予め確認しておくことが必要

となる。

(整備－7) 飼料用米用の施設を整備することは可能か。(追加)

(答)

本事業を活用して飼料用米用の取扱いが主となる施設を整備することはできない。

※ 飼料用米については、「今後も拡大が見込まれる海外市場や加工・業務用等の新たな需要に対応し、野菜・果樹等の国内外の市場を獲得できるよう、その国際競争力を強化するとともに、生産体制を一層強化することが早急に必要である。」としている本事業の趣旨に十分合致していない点を踏まえ、令和2年2月の実施要綱の改正で配分基準の成果目標から削除している。参考：強い農業づくり交付金については、従前どおり。

(整備－8) 複数の施設を、1つの取組主体計画で整備することは可能か。(追加)

(答)

一方の施設だけでは効果が得られないなど、複数の施設を一体的に整備する必要があると認められる場合に限り、1つの取組主体計画で整備することが可能。

(整備－9) 配分基準について、「共通メニュー」を選択する際の留意点は。(追加)

(答)

- 1 共通メニュー(類別160～162)については、2つの成果目標のうち1つまで選択することができる。
- 2 ただし、品目メニューで重複を禁止している類別(例えば「生産コスト縮減」と「労働時間の縮減」、「単位面積当たり収量増」と「単位面積当たり販売額増」等)と同様に、品目メニューの類別と実質的に同一の目標となる共通メニューを選択することはできない。

(整備－10) 農産物輸出に向けた体制整備の取組において、優先枠加算ポイントを加算することのできる取組主体事業計画の考え方いかん。(追加)

(答)

産地パワーアップ計画において農産物輸出に係る目標が掲げられており、原則として、この目標と整合性のとれた取組主体事業計画となっていることが必要である。

(整備－11) ポイント加算の対象となる重点品目の対象にはどのような品目が該当するのか。(修正)

(答)

- 1 高品質な我が国農産物を求める海外の需要や現時点で輸入品に賄われており今後の伸びが期待される国内需要に対応した国内生産を拡大するため、輸出拡大が有望な品目、輸入シェ

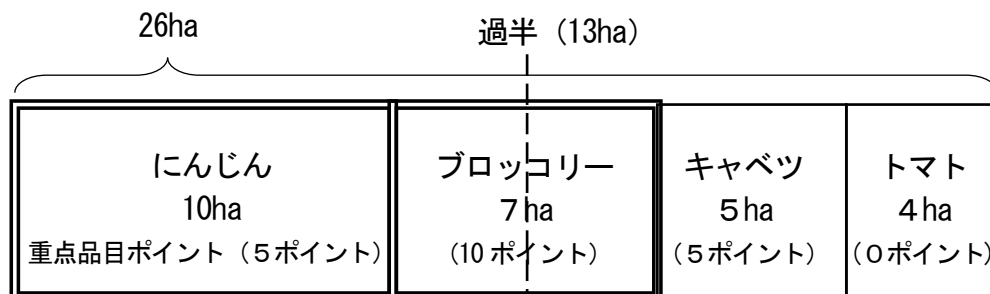
アの奪還が重要な品目について重点品目・準重点品目（下表）に設定し、収益性向上対策の採択に当たってポイントを加算して重点的に支援することとしている。

重点品目ポイント加算ポイントの内容		
ポイント	重点品目	準重点品目
	輸出の取組：10ポイント その他の取組：5ポイント	輸出の取組：5ポイント その他の取組：2.5ポイント
野菜	いちご、たまねぎ、えだまめ、メロン、かぼちゃ、ねぎ、ブロッコリー	にんにく、キャベツ、すいか、ごぼう、ほうれんそう、ながいも、にんじん
果樹	りんご、ぶどう、かんきつ類、もも、かき	キウイフルーツ、おうとう、くり、日本なし、うめ
花き	切り枝、スイートピー、トルコギキョウ、リンドウ、グロリオサ、ボタン・シャクヤク、ダリア、ラナンキュラス、宿根カスミソウ、クリスマスローズ、キク	カーネーション、イヌマキ、盆栽類、切り葉
畑作物・地域特産物	茶、かんしょ（でん粉原料用及びアルコール用を除く。）、ばれいしょ（生食用を除く。）	薬用作物、いぐさ
土地利用型作物	輸出用米	麦類（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦）、豆類（大豆、小豆、いんげん、落花生）

注：その他の品目であっても、「輸出事業計画」に認定された取組又は「輸出拡大戦略」に基づき輸出産地としてリスト化された産地の取組は5ポイント加算する。

2 なお、複数品目に係る計画にあつては、目標年度における栽培面積の大きい品目から順に過半を占めるまでの品目のうち最大のポイントを加算するものとする。

（例）対象品目がにんじん10ha、ブロッコリー7ha、キャベツ5ha、トマト4ha（合計26ha）の場合



過半を占めるにんじん・ブロッコリーのうち重点加算ポイントの高い「ブロッコリー」の10ポイントを加算。

(整備-12) どのような場合にポイントを加算できるのか。(追加)

(答)

ポイント加算の考え方については以下のとおり。

取り組む品目	輸出の取組	輸出実績がある	輸出の取組以外
重点品目	10点	10点	5点
準重点品目	5点	5点	2.5点

(整備-13) 重点品目加算ポイントにおける輸出の取組において、「目標年度までに輸出に取り組む計画を策定している」とは、いつまでにどのようなものを策定していれば対象となるのか。(追加)

(答)

輸出実績があるか、目標年度までの具体的な計画(定量的なもの。様式不問。)を策定していることが必要であり、事業要望の審査時に輸出計画については輸出される農産物等の種類や年度、輸出先国、取扱(予定)数量等、輸出実績についてはその実績がわかるものにより、その計画内容を確認するものとする。

(整備-14) 重点品目又は準重点品目以外の品目に取り組む場合、取組主体において重点品目又は準重点品目の輸出実績があれば、ポイント加算してもよいか。(追加)

(答)

ポイントを加算することはできない。重点品目又は準重点品目に取り組む場合に限ってポイントを加算することができる。